

「陽光の園 介護サービスセンター」通所介護 重要事項説明書

1. 法人の概要

事業主体名	社会福祉法人 長寿会
法人の種類	社会福祉法人
設立年月	昭和46年2月
代表者名	理事長 加藤 馨
所在地	神奈川県小田原市入生田475 電話 0465-24-0013(代) FAX 0465-24-2814
法人の理念	高齢者の円満・幸福な生活をおくっていただくために、うるおいとぬくもりのサービスを総合的、継続的に提供する。
介護保険関連の事業	<p>【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)陽光の園】</p> <p>【陽光の園 介護サービスセンター】 下記の各事業</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>介護サービス</u> : 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援・<u>介護予防サービス</u> : 介護予防短期入所生活介護・<u>日常生活支援総合事業</u> : 国基準通所型サービス(小田原市) 通所介護相当サービス(箱根町) 基準緩和訪問型サービス <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・小田原市地域包括支援センターしろやま
他の介護保険以外の事業	軽費老人ホーム 箱根山荘

2. 事業所の概要

事業所名	陽光の園 介護サービスセンター
所在地	神奈川県 小田原市入生田 475番地 電話 0465-24-0005 FAX 0465-24-0032 通所介護・通所型サービス・通所介護相当サービス 居宅介護支援 電話 0465-24-0013 FAX 0465-24-2814 (介護予防)短期入所生活介護・基準緩和訪問型サービス

提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護・国基準通所型サービス・通所介護相当サービス(定員30名) ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(定員20名) ・居宅介護支援
サービス提供地域	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護・国基準通所型サービス・通所介護相当サービス :小田原市、箱根町 ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 :小田原市、箱根町 ・居宅介護支援 :小田原市、箱根町湯本
サービス内容	サービス別利用説明書に記載
受付時間	<p>通所介護・国基準通所型サービス・通所介護相当サービス 月～金曜日の午前 8時～午後 5時(12/31～1/3を除く) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 12/31～1/3を除く午前9時～午後5時 居宅介護支援 月～金曜日の午前 9時～午後 5時(12/31～1/3を除く)</p>

3. 運営方針

- (1)「地域とともに築く福祉」を念頭にサービスの創造力・システム力・活力の育成に努めます。
- (2)高齢者の生活・利用施設、事業所として、利用者的人格・個性を尊重し、円満かつ家庭的雰囲気づくりに努めます。
- (3)利用者の「健康」と「安全」に留意するとともに、職員と利用者・利用者家族とのコミュニケーションを大切にいたします。

4. サービス提供時間

サービス種類	平 日	祭日	土・日曜日	12/31～1/3
通所介護	午前9時～午後4時10分	休 み	休 み	

※国基準通所型サービス・通所介護相当サービスのサービス提供時間は、それぞれの介護サービスの提供時間と同じです。

※サービス提供時間は、基本時間です。条件により変動する場合があります。

5. 基本送迎時間

サービス種類	お迎え出発時間	お送り出発時間
通所介護	午前 8時00分頃～	午後 4時10分頃～

※国基準通所型サービス・通所介護相当サービスの送迎時間は、それぞれの介護サービスの送迎時間と同じです。

※送迎時間は基本時間です。送迎順・道路事情により変動しますので、あらかじめ担当職員に確認してください。

6. 送迎範囲

サービスの種類	送迎地区
通所介護	緑、新玉、万年、幸、十字、芦子、大窪、足柄の一部、二川の一部
国基準通所型サービス	久野の一部、早川の一部、山王網一色の一部、箱根町
通所介護相当サービス	湯本、湯本茶屋

※上記、送迎地区以外の小田原市、箱根町湯本にお住まいの方でも状況により送迎可能な場合もありますのでご相談ください。但し、別料金を頂く場合があります。

7. サービス利用料及び利用者負担等

- (1) 別紙「陽光の園 介護サービスセンター利用者負担金一覧表」のとおり
- (2) お支払方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

- A 自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。)
- B 銀行振り込み(期日までにお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)
- C 現金払い(サービス提供時等、定められた日にお支払い頂きます。)

- (3) その他

別紙「陽光の園 介護サービスセンター利用者負担金一覧表」は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合等、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

※サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合、全額自己負担となります。(居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

8. サービスの中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先:陽光の園介護サービスセンター
電 話:0465-24-0005

※国基準通所型サービス・通所介護相当サービスの連絡先は、同じです。

- (1) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日の中止については、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。
- (2) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

9. 相談窓口、苦情対応、及び、個人情報相談窓口

○ サービスや個人情報の取扱い等に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

陽光の園 介護サービスセンター ご利用者相談窓口	電話0465-24-0005 FAX0465-24-0032 (通所介護・居宅介護支援) 受付時間 午前9時から午後5時
--------------------------------	--

○ 苦情対応責任者 及び 個人情報管理責任者

通所介護・国基準通所型サービス・通所介護相当サービス : 加 藤

○ 苦情窓口担当者 及び 個人情報相談窓口

通所介護・国基準通所型サービス・通所介護相当サービス : 芝

○ 公的機関においても、次の機関において相談・苦情申出等ができます。

ご利用者在住の市町村担当窓口	〒250-0042 小田原市 萩窪 300 小田原市高齢介護課 電話 0465-33-1827
ご利用者在住の市町村担当窓口	〒250-0311 箱根町 湯本 256 箱根町福祉課 電話 0460-85-7790
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	〒220-0003 横浜市西区楠木町27-番1 介護保険課介護苦情相談係 電話 045-329-3447
神奈川県庁	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 介護事業指導課 電話 045-671-2356

9. 緊急時等の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡の上、必要な措置を講じます。

10. 高齢者虐待防止

高齢者虐待を防止するため、指針を整備し、定期的に職員研修を行います。高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村へ報告するものとします。

11. 感染症・非常災害の対策

事業者は、非常災害、感染症蔓延に対し、具体的に計画をたて、非常災害、感染症蔓延に備えるため、感染症、防災のマニュアル、業務継続計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練、研修を行います。

12. 研修機会の確保

事業者は、従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修機会を設けます。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 隨時

13. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

14.ハラスメントに対する対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

【各 事 業 別 説 明】

□ 通所介護サービス

1 サービスの内容

- (1)「通所介護サービス」は、社会福祉法人長寿会が管理運営する介護老人福祉施設 陽光の園に併設している通所介護事業所に通つて、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、及び、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに訓練を行うサービスです。
- (2)サービス提供にあたっては、「居宅サービス計画書」に沿つて計画的に提供します。
- (3)サービス内容の詳細については、「通所介護個別計画書」により利用者の希望を確認したうえで実施します。

2 施設の概要

サービス提供 を行う施設	所在地	神奈川県小田原市入生田475
	名 称	陽光の園介護サービスセンター 通所介護

区 分	数 量 ・ 規 模		備 考
施設合計面積	4447. 36m ²		通所介護施設は介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に併設された施設です。
通所介護専有 面積	409. 84m ²	合 計	1F 通所施設、事務所、他
他の部分との 共有面積	71. 14m ²	480. 98m ²	2F 特別養護老人ホーム 3F 特別養護老人ホーム、短期入所施設
利用定員	30名		※国基準通所型サービス・通所介護相当サービスの利用者含みます。

主な利用場所

ADL、休憩室	122. 20m ²	
食堂	40. 38m ²	他に併設特養ホームの食堂が各階にあります
介護者教育室	47. 62m ²	
浴室・脱衣室・	81. 49m ²	一般浴槽と特殊浴槽があります

浴室トイレ		他に併設特養ホームの浴室があります
トイレ	車イス専用、男トイレ、 女トイレ各1箇所	その他、各階にトイレがあります。

3 職員の配置状況

通所介護（通所型サービス・通所介護相当サービス含む）定員30名 （令和6年4月現在）

人員区分 (人)	管理者 兼務	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
職務内容	従事者・業務内容 の一元的管理	生活相談及びサービス 調整・多職種連携		健康管理・ 保健衛生管理		介護業務		日常生活機能維持に必要な機 能訓練及び体操の実施	
常勤	1	-	2	-	2	-	7	-	1
非常勤	-	-	1	-	1	-	2	-	1

※上記職員は、国基準通所型サービス・通所介護相当サービスも兼務しております。

4 管理者、および、サービス提供上の窓口担当者

管 理 者：諸星 連絡先(電話) : 0465-24-0005

窓口担当者：芝

5 送迎

- (1)送迎は送迎範囲内においてはご自宅まで行います。
- (2)通常の送迎範囲を超える送迎はお断りする場合があります。
- (3)送迎車両は合計5台(ショートステイと共に)で運行しております。
- (4)当日のご利用者数の多寡・交通事情や天候状態等により送迎時間が前後いたしますので
ご了解ください。

6 その他

- (1)台風、降雪等によりサービスを中止する場合があります。
- (2)職員への贈り物等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。